



国難の先にある未来を見据えて 共に手を携えしっかり乗り切りましょう！

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

政府は去る4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、7都府県を対象地域とし緊急事態宣言を発令いたしました。2012年5月に公布された新型インフルエンザ対策特別措置法を根拠とした対応ですが、新型コロナウイルスにも適用できるように本年3月改正されたばかりでした。感染拡大の一途を辿っていることから5月6日までの期間、対象地域を全国に拡大しました。あわせて、既に指定した7都府県にプラスし、本県を含む6つの道府県を特定警戒都道府県に位置づけました。実感として3月中旬ぐらいまでは、人や地域によって意識や対応に差異がみられましたが、一連の流れは国中に警戒感や緊張感をもたらすことには十分で、マスクを着用せずに外出する姿をみかけることがなくなりました。日本が世界に誇る優位性すなわち真面目さの表れであり、コロナ対策となるばかりか、今年のインフルエンザ感染者数が激減するなど、皮肉な側面もみられました。

結果として、人の生活や企業の経済活動に大きな影響を及ぼすこととなりましたが、政府は生命を最優先することに比重を置いたようです。至極当然のことですが、一方で経済大国ニッポンの心臓部を挟む重大な局面に差し掛かっているのも現実です。これまでにな

い十分な経済対策や生活支援策に期待するばかりです。

先述しましたように、4月に入って急速な環境の変化がみられました。特に経済の萎みは顕著です。長期スパンでみれば、影響はいずれ全業種に及ぶことが予見されますが、直近では営業自粛により飲食や観光等々、それらに関連する業種が惨憺たる状況です。皆さんのクライアントはいかがですか。少なからず様々な影響を受けていることと想定されます。地域に根差し、つねに人や企業に寄り添い、最も身近な街の法律家と親しまれる行政書士の本領発揮の場面到来です。一人ひとりの行政書士の活動の総和が制度の理想を満足させ、認知度や存在感を高めることで、さらに国民が期待し信頼する制度へと飛躍することに繋がるはずです。本会としても、会員の皆さんの活動を後押しすることに尽力してまいりたいと思います。

一方で政府の支援策が具現化しはじめました。持続化給付金や休業要請協力金、融資関係さらには10万円の生活支援給付金等々、行政書士が支援すべき申請が多々あります。市民相談センターとあわせ、毎週火曜日と木曜日にコロナ関連電話相談センターを開設いたします。また、水戸市より業務を受託いたし

ました。既に締結してある災害協定にプラスアルファするイメージの相談会の開催です。4月30日より週1回、2名の相談員を水戸市役所に派遣しております。持続化給付金の受付がスタートしたことから、今後、相談と合わせその場での代理申請についても検討してまいります。可能な限り多くの方々に、制度を活用してもらいたいとの高橋靖水戸市長の方針により、土業に申請を依頼した際、5万円を上限に2分の1の補助制度が創設されました。とても有難いことであり、制度PRについてもしっかりと担ってまいります。

官民からの業務受託は、組織の権威性を高め財政基盤確立のためにも、推進することを提唱してまいりました。水戸市を皮切りに、つくばみらい市、境町で開催し、稲敷市、美浦村、潮来市、筑西市、高萩市等においても開催を協議中です(5月25日現在)。会を挙げて真摯に取り組んでまいる所存です。ご支援ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

総会シーズンとなりました。いずれの組織も、コロナと民主制の間で頭を痛めているようです。わが会も中止や延期を模索いたしましたが、会則の定めに従い三密を排した次のような対応となりました。本来、理事会等各機関の決定を得て本番となりますが、正副部長会を経て理事会は会則にもとづく書面決議とし、総会に臨むこととなりました。総会は執行者定数の定めがないことから、正副会長部長会のメンバーのみの出席とし、代議員については会則による委任条項を最大限活用の上、各支部1名の代表代議員の出席によって

対応いたします。質問については従来通りとし、代表代議員による再質問も可能です。その他につきましては、最少の人数による短時間の会議終結をめざし、来賓招待や表彰式は取り止めました。

コロナに向き合い、民主制を尊重し損なうことなく開催することに苦心いたしました。しかし、例年と比較すれば異例であり、すべてに良しと言い切ることはできません。執行者には、平常時より丁寧な執行が求められているとの認識のもと、会員の皆さんとの対話を重視し、執行にあたってしっかり説明責任を果たしてまいりたいと思います。戦後最大の危機といわれるほどの国難の時です。これまでに培ってきた英知を結集し、難局を乗り越えましょう！

時節柄、ご自愛ご健康をお祈りいたします。

— 会長 声 明 —

令和2年4月16日

会 員 各 位

茨城県行政書士会

会長 國井 豊

新型コロナウイルスの影響に対する
行政書士による支援について

日頃より本会の運営についてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスが爆発的感染拡大という危機的局面にあることを受け、政府から緊急事態宣言が発令されました。本県も例外ではなく知事より都内並みの各種施設への休業要請が出されるなど、感染を予防するため様々な処置が講じられています。

これにより、ほぼ全ての国民がなんらかの影響を受けており、特に行政書士の最大のクライアントである中小の事業者は、かつてないほどの極めて厳しい環境下にあります。

このような状況を踏まえ、様々な分野において許認可有効期限延長等の措置が講じられており、また、各省庁による支援制度の新設、拡充等も検討されているところです。

補助金や助成金等に関わる書類の作成は行政書士の業務であり、今後、新型コロナウイルスに関連する相談や書類作成に携わる機会が増加することが想定されます。

また、政府系金融機関をはじめとする金融業界は、資金繰りが悪化した中小企業等からの対応に追われており、行政書士に対し、事業計画

書や売り上げ減少の申告書等の作成を通じた金融支援の要請も高まっていくと思われます。

行政書士制度は世のため、人のために存在する社会制度、社会正義です。会員の皆様におかれましては積極的にこの問題に取り組んでいただくとともに、各自の事務所において可能な範囲で支援体制を確立していただくようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスに原因がある補助金申請等に係る書類を作成し、その報酬を請求される際には、救済制度である補助金、助成金の本来の趣旨を十分に考慮し、報酬額の決定を行っていただくようお願い申し上げます。

行政書士の真価が問われる重要な局面です。趣旨ご理解の上、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

緊急対応！

【茨城県行政書士会においても会員が一丸となって、全力で取り組んでおります。】

新型コロナウイルスの影響に対する県内事業者支援として、本会では、5月20日現在、以下の会場において相談窓口を設置させていただいております。今後も、県内各自治体と連携して相談会等の拡充を

図ってまいりますので、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。詳しくは、事務局または本会ホームページにてご確認ください。

■水戸市役所

日時：毎週原則水曜日 13：00～17：00

期間：令和2年4月30日～7月29日

■境町役場

日時：原則毎週金曜日 13：00～17：00

日時：令和2年5月15日～7月31日

■つくばみらい市役所

日時：原則毎週水曜日 13：00～17：00

日時：令和2年5月13日～8月26日

■稲敷市役所

日時：原則毎週火曜日 13：00～17：00

日時：令和2年6月2日～8月25日

新型コロナで緊急的な経営相談

持続化給付金の申請など

県行政書士会が窓口設置

県内では鎮静傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の脅威は未だ根強い。生命の危険だけでなく、自衛によりさまざまな産業が大きな打撃を受けており、経済的な面でも生きるか死ぬかという瀬戸際に立たされている事業者や個人事業主は数多い。「街の法律家」であり行政手続きのエキスパートでもある県行政書士会（国井会長＝写真左）は、水戸市で中小企業者や個人事業主を対象にした無料の経営相談を4月30日から行っている。国井会長は「持続化給付金の申請など、本当に困っている人に支援の手がまだ行き届いていない。そういう方々をなんとか手助けしたい」と話した。



個人事業主や中小企業者へ“支援の手”

建設未来通信 令和2年5月16日

**町内事業者対象
行政書士が相談**
境町は、新型コロナウイルス感染症対策のため、町内事業者を対象に15日から行政書士による無料相談会を実施する。7月31日まで毎週金曜日（7月24日は除く）開催し、相談1件当たり1時間以内となっており、事前予約が不要。県行政書士会が同会所属の行政書士2人（うち1人は社会保険労務士の資格あり）を同町に派遣し、町役場会議室で午後1時から同5時まで対応する。新型コロナウイルス感染症対策として国や県が設けている給付金、融資などの活用について相談者に助言をしつつ、申請書類などの作成について相談時間内での支援を行う。問い合わせは、相談会の予約は町総務課 0280（8）1300。

茨城新聞 令和2年5月15日



行政書士による経営相談の様子